

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令

別表第三（附則第二条関係）

- 一 広島県山県郡安野村のうち、島木及び段原
- 二 広島県佐伯郡水内村のうち、津伏、小原、井手ヶ原、矢流、草谷、古持、森、下井谷、門出口、木藤及び恵下
- 三 広島県佐伯郡河内村のうち、魚切、中郷、下城、上小深川及び下小深川
- 四 広島県佐伯郡石内村
- 五 広島県佐伯郡八幡村のうち、利松、口和田及び高井
- 六 広島県安佐郡久地村のうち、宇賀、高山、本郷下、本郷中、三国、魚切、本郷上、小野原中、名原、小野原上、境原及び幸ノ神
- 七 広島県安佐郡日浦村のうち、毛木二
- 八 広島県安佐郡戸山村
- 九 広島県安佐郡安村のうち、長楽寺及び高取
- 十 広島県安佐郡伴村
- 十一 長崎県西彼杵郡福田村のうち、柿泊郷、中浦郷、手熊郷及び上浦郷
- 十二 長崎県西彼杵郡式見村のうち、向郷、木場郷及び牧野郷
- 十三 長崎県西彼杵郡三重村のうち、詰ノ内、白髪及び遠木場
- 十四 長崎県西彼杵郡時津村
- 十五 長崎県西彼杵郡長与村（高田郷及び吉無田郷を除く。）
- 十六 長崎県西彼杵郡矢上村のうち、現川名、田川内、薩摩城、中尾及び矢筈
- 十七 長崎県西彼杵郡日見村のうち、河内名
- 十八 長崎県西彼杵郡茂木町のうち、田手原名、木場名及び田上名